

第65号議案

事務委任の協議について

このことについて、地方自治法第180条の7の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の一部を別紙のとおり事務委任したいので、決定されたく提出します。

令和6年3月19日

群馬県教育委員会  
教育長 平田 郁美

# 事務委任の協議について

## 1 趣 旨

令和6年4月1日付け組織改正による知事部局生活こども部の体制強化に伴い、教育委員会が所管する学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金に関する一部業務（放課後子ども教室、地域未来塾などの地域における学習支援・体験活動に関する事務及び補助金の取りまとめ事務）について、地方自治法第180条の7の規定に基づき知事部局へ事務委任を行うもの。

## 2 施行日

令和6年4月1日

### <参 考：地方自治法 抜粋>

第180条の7 普通地方公共団体の委員会又は委員は、その権限に属する事務の一部を当該普通地方公共団体の長と協議して、普通地方公共団体の長の補助機関である職員若しくはその管理に属する支庁若しくは地方事務所、支所若しくは出張所、第202条の4第2項に規定する地域自治区の事務所、第252条の19第1項に規定する指定都市の区若しくは総合区の事務所若しくはその出張所、保健所その他の行政機関の長に委任し、若しくは普通地方公共団体の長の補助機関である職員若しくはその管理に属する行政機関に属する職員をして補助執行させ、又は専門委員に委託して必要な事項を調査させることができる。ただし、政令で定める事務については、この限りではない。